

議会だより ふたば

第 105 号
平成 25 年 11 月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎0246-84-5200（代表）



ふるきともを忘れない

震災前の秋の風景 ～ 双葉ばら園 ～

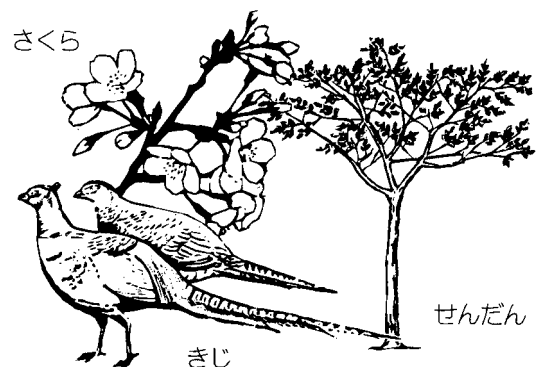
主な内容

平成25年第3回定例会

- ・このようなことが決まりました……………P 2～6
- ・一般質問……………P 7～11

議会のうごき……………P 12

町の花木鳥



が決まりました

平成25年第3回議会定例会は、9月18日から26日までの9日間の日程で開かれました。

平成24年度各会計決算の認定をはじめ、条例の制定・改正、補正予算などの議案や、議員発議として、意見書・決議案などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

内容は次のとおりです。

【傍聴者数】

・18日	……7人
・19日	……31人
・24日	……4人
・25日	……6人

合 計 48人



・双葉町民	15人
・町 外	16人
・報道関係	17人

原案可決
賛成全員

(条例制定・改正)

●双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の制定

東日本大震災復興特別区域法の規定により、復興産業集積区域において、内閣総理大臣の認定を得た復興推進計画に係る一定の事業の用に供する施設を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するもの。

●双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の制定

福島復興再生特別措置法の規定により、企業立地促進区域又は避難解除区域等において、一定の事業の用に供する施設又は設備を設置した事業者に対して課する固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、条例を制定するもの。

●双葉町埼玉支所設置条例の一部改正

現在の旧騎西高校内から加須市騎西総合支所内に移転するため改正するもの。

●双葉町税条例の一部改正

●双葉町国民健康保険税条例の一部改正

●諸収入金に対する督促手数料

及び延滞金徴収条例の一部改正

●双葉町奨学資金貸与条例の一部改正

●双葉町国民健康保険高額療養費資金貸与条例の一部改正

●双葉町介護保険条例の一部改正

●双葉町後期高齢者医療に関する条例の一部改正

●双葉町営住宅条例の一部改正

平成25年度地方税法の改正に伴い、改正するもの。

**第 3 回
定例会
9月18日～26日**

このようなこと

原案可決
賛成全員

(平成25年度補正予算)

● 一般会計

歳入歳出それぞれ10億7,545万6千円を追加し、総額57億9,156万円。

【歳入の主なもの】

- ・ 地方交付税…普通交付税として1億9,007万8千円追加。
- ・ 国庫支出金…福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金など2億425万9千円追加。
- ・ 県支出金……市町村復興支援交付金など3億2,486万8千円追加。
- ・ 繰入金……特別会計や東日本大震災復興基金からの繰入により634万4千円追加。

【歳出の主なもの】

- ・ 総務費……財産管理費のいわき事務所駐車場購入など5,023万5千円追加。
- ・ 民生費……災害救助費の共同墓地等整備事業や避難所閉鎖に伴う事業など2億6,415万7千円追加。
- ・ 衛生費……健康管理システム事業など1,440万3千円追加。
- ・ 諸支出金……財政調整基金や東日本大震災復興基金への積立金7億800万4千円追加。

● 国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ1億5,993万4千円を追加し、総額14億9,194万5千円。

● 公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ503万円を追加し、総額5億5,888万8千円。

● 工業団地造成事業特別会計

歳入歳出それぞれ135万6千円を追加し、総額148万7千円。

● 介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ1億6,941万4千円を追加し、総額8億9,580万6千円。

● 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ3,095万3千円を減額し、総額3,289万6千円。



任命同意
賛成全員

(人事)

双葉町教育委員会
委員の任命

山本 真理子 さん (下条)

やまもと まりこ

任期：平成25年10月1日～平成29年9月30日

原案可決
賛成全員

(専決処分)

● 平成25年度補正予算

・ 一般会計

歳入歳出それぞれ1,890万9千円を追加し、総額47億1,610万4千円。

・ 公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ300万円を減額し、総額5億5,385万8千円。

平成24年度

原案認定
賛成全員

（決算の認定）

【一般会計・特別会計決算】

歳入	85億7,360万2,653円
歳出	78億9,641万6,571円
差引	6億7,718万6,082円

平成24年度決算は、上記のとおり認定されました。詳しい内容は、広報ふたば11月号4～7ページをご覧ください。

双葉町一般会計・特別会計歳入歳出決算 及び基金運用状況に関する意見書



【総合審査意見】

平成24年度双葉町一般会計並びに特別会計の審査については、支出内容及び予算執行状況は適正と認められました。

一般会計では、歳入決算額が前年度に比べ21億5,463万3千円（26.9%）の減、歳出決算額は20億8,071万1千円（27.6%）の減となっています。不納欠損額については、一般会計、特別会計あわせて、959万3,704円、収入未済額は1億9,950万103円です。

双葉町財政健全化については、平成24年度単年では17.4%であり、実質公債費率18.9%（3カ年平均）で、18%を下回ることを目標に取り組んでいます。

基金は、後年度の財政負担を考え、平成24年度11億4,873万1,101円積み増しをして、現在高は91億7,517万8,057円となっています。特に国民健康保険特別会計の国民保険給付金が23年度より約1億円増えております。これは毎年増える傾向にありますが、いつまでも交付金に頼るわけにはいきませんので、国民健康保険給付費支払準備基金への積み増しを望みます。

東日本大震災から2年半が経ちますが、財物の補償、除染の取り組みも未だに進まない状況であり、今後最も重要とされる問題が町民に対する生活支援です。仮設住宅にいつまで居なければならないのか、子どもたちの健康、高齢者に対する支援などの問題に加え、中間貯蔵施設設置のための地質調査、汚染水など、新たに問題が提起されています。特に汚染水については以前から海への流出や地下水への浸透が懸念されておりました。この対策への取り組みは東京電力だけでは不十分であったと言わざるをえません。遅まきながらやっと国が前面に立ち責任を持つことになりましたが、未だ安心とは云える状況ではありません。またこの先廃炉のこともある中、国や東京電力は誠意を以って対応し、町民の生活が立ち行くように心から願うものであり、町、議会は取り組んでいただきたい。

帰還することを希望したいのですが、現状では帰還は難しいと考え、帰れない事で国や東京電力と話し合うことを願う町民も多くいます。

平成25年度もより厳しい財政になりますが、経費削減で取り組んでいただきたい。

以上、申し上げます、平成24年度の決算審査にかかる意見とします。

平成25年9月

双葉町監査委員 五十嵐 一 雄

双葉町監査委員 高 萩 文 孝

(議員発議)

原案可決
賛成全員

議会最終日、菅野博紀議員
他1名より、議員発議として、意見書案2
件と決議案1件が提出され、いずれも原案
のとおり可決されました。

採択された意見書・決議書は、それぞれの
関係機関へ提出しました。

- ・道州制導入に断固反対する意見書
- ・東京電力(株)福島第一原子力発電所5、6号機廃炉に関する意見書
- ・東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を求める決議

東京電力(株)福島第一原子力発電所 5、6号機廃炉に関する意見書

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所
事故は、極めて深刻な事態であり、2年6か月を経過したが、未
だ収束の見通しがたっていない。

福島県は、福島第一原子力発電所事故以来、目に見えない放射
能による健康への不安、土壌汚染による農作物への影響やそれに
伴う風評被害、更に山林の汚染など数多くの問題に直面し、いま
だかつてない極めて厳しい状況に直面している。

昨今、発生している汚染水の海洋への流出や汚染水貯蔵タンク
の漏えいなどは、漁業関係にも様々な影響を与え、また、避難を
強いられる中で、故郷への思いを抱く町民に強い不安感を与
えている。

本町は、福島第一原子力発電所の立地町として国策に協力し、
原子力発電所と共生したまちづくりを進めてきたにもかかわらず、
事故の発生により、国の避難指示で故郷を離れ、長期の避難生活
を強いられている。

警戒区域の再編により町の96%が帰還困難区域となり、除染の見
通しも示されず、いつ帰町できるのかが不透明な中、町民は避難
先で不安な生活を送っている。一方で、町民の健康問題や生活再
建には不十分な賠償など、様々な問題に関し国の対応が未だ不
十分である現状では、原子力発電所と共生したまちづくりは、も
はや困難と言わざるを得ない。

今、町民にとって最大の願いは、一刻も早い事故収束と、安全
な環境で安心した以前の平穏な暮らしを取り戻すことである。し
たがって、平成25年9月19日に安倍内閣総理大臣が東京電力(株)
に対して、福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を要請したこ
とは、当然の判断だと受け止めている。

よって、国においては下記の事項について、速やかに実現され
るよう強く要請する。

記

1. 汚染水対策を始めとする福島第一原子力発電所1～4号機の
事故収束は、国が前面にたって取り組むこと。
2. 5、6号機を含む福島第一原子力発電所の廃炉の実施につい
ては、国が責任を持って、安全の担保と早期の進捗を図ること。
3. 廃炉措置の実施に当たっては、立地町への説明責任を果たす
とともに、立地町の意見を十分に踏まえ取り組むこと。
4. 復興に向けた被災町の財源は、国が責任を持って確保するこ
と。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、
経済産業大臣、原子力規制委員会

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その
総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定
し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧
な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案
が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行っ
た。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要
望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提
出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州
制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣
委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの
動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、
期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という
名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上合併を余儀なくされるお
それが高いうえ、道州制はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の
市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自
治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土
保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民
とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性
や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる
大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼
べるものではない。多様な自治体の存在を認め、この自治体の活力を高
めることは、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると
確信している。

よって、我々双葉町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

福島県双葉町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣法第九条の第一順
位指定大臣(副総理)・内閣官房長官・総務大臣 内閣府特命担
当大臣(地方分権改革)道州制担当

東京電力(株)に対し福島第一原子力発電所 5、6号機の廃炉を求める決議

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故は、
原子力事故としては世界でも類のない極めて深刻な事態であり、2年6か
月を経過したが、目に見えない放射能による健康への不安や土壌汚染によ
る農作物への影響、それに伴う風評被害や山林の汚染、更には昨今、発生
している汚染水の海洋への流出や汚染水貯蔵タンクの漏えいなど多くの問
題を抱えている。

当町は、これまで福島第一原子力発電所と共生したまちづくりを推進し
てきたが、発電所の事故により、故郷から避難を強いられ、96%が帰還困
難区域となり、除染の見通しもたらず、いつ帰町できるのかが不透明な中、
全町民が長期の避難生活を強いられている。しかしながら、福島第一原子
力発電所の収束は見えず、また、生活再建に必要な損害賠償が十分でない
など、事故の原因者である東京電力(株)は、真摯な対応をしているとはい
えない。

このような中、平成25年9月19日、安倍内閣総理大臣が東京電力(株)に
対して、福島第一原子力発電所5、6号機の廃炉を要請した。

今、町民にとっての最大の願いは、一刻も早い事故収束と、安全な環境
で安心した以前の平穏な暮らしを取り戻すことである。

よって、双葉町議会は、東京電力(株)に対し下記の事項について、早期に
実施するよう強く求める。

記

1. 安倍内閣総理大臣の廃炉要請を真摯に受け止め、福島第一原子力発電
所5、6号機の廃炉について早期に判断すること。
2. 廃炉の判断に当たっては、立地町に対し事前に十分な協議を行うこと。
3. 汚染水対策の早期解決を図り、福島第一原子力発電所1～4号機の収
束を安全かつ確実にすること。
4. 廃炉措置の進捗について、丁寧にわかりやすい広報等により不安の解
消を図ること。

以上、決議する。

平成25年9月26日

福島県双葉町議会

産業厚生常任委員会調査報告

新規課設置による事務事業の実態調査について、平成25年7月11日と8月9日の2回にわたり調査を実施しました。内容は次のとおりです。

【調査の内容】

新規課設置による事務事業の実態調査についてですが、平成25年6月17日から役場機能を、埼玉県加須市から福島県いわき市へ移転し業務を開始、現状の業務に対応すべく、同日新たに郡山・埼玉支所を所管する「生活支援課」が設置され、両支所と併せ23名（6月17日現在）の職員で、通常及び災害業務を行っています。

生活支援課の業務内容については、住民係と生活支援係があり、係ごとの事務分担表を両支所で作成し、町民の避難実態に合わせた支援等を行っています。

郡山支所については、6月17日時点での職員数は嘱託職員1名、県派遣職員1名を含め13名となっていますが、その内、休職者1名、6月末で退職する職員1名も含まれており、7月以降については11名の職員で業務を行っています。2名の職員が戸籍・税関係を担当し、7名の職員が県内に10ヶ所ある仮設住宅ごとに担当制をとり、住宅の不具合、要望、苦情などに関することや、緊急時の対応を行っています。更にいわき南台連絡所を所管し、加え県内借上住宅入居者への支援、自治会組織の立上げや市役所、警察署、消防署、地元自治会などの関係機関との連絡打合せ、イベント開催の調整など事務分掌に無い業務もやらざるを得ない状況にあるとのことでした。

町民の健康管理については、嘱託職員、県派遣職員及び臨時職員併せ4名が班を編成し、仮設住宅を巡回し健康相談及び生活指導を行っており、また、借上住宅入居者については、町社会福祉協議会と連携を図りながら情報の共有を行い支援しているとのことでした。

埼玉支所については、6月17日時点での職員数は6月末退職者を含め11名となっており、一次避難所となっている旧騎西高校内で業務を分担し、避難所に居住している町民及びつくば連絡所を所管し、加え埼玉県を含む関東圏内に避難している町民への支援業務を行っているとのことでした。

郡山支所との大きな違いは、一次避難所としての避難所業務であり、施設の管理運営及び避難所に居住している町民の支援を行っているとのことでした。特に高齢者世帯が多く、健康面での支援が重要となっているため、保健師が町社会福祉協議会と連携を図りながら、健康相談などを行っているとのことでした。

更に避難所閉鎖に向けての業務もあり、内容は多岐に渡るため10名の職員では対応が大変難しく、町職員全員が連携して行うべきとのことであり、また、退所後の町民への生活支援や健康管理などの支援が重要であるとのことでした。

以上、新たに設置された生活支援課の事務事業の実態調査を、2回に渡り実施いたしました。郡山・埼玉の両支所ともに「小さな役場」として、通常業務と災害業務を行っています。各課にまたがる業務が多く連携を図ることが重要であると考えます。

避難生活も2年6ヶ月が経過し、この生活がいつまで続くのかが不透明で不安な中、少しずつ落ち着きも見られますが、未だ生活環境になじめずにいる町民もいますので、避難生活を続けている町民への健康支援の取り組みが、今後、最も重要視されます。

両支所の町民への支援体系は異なりますが、現状の業務量や今後の支援業務を考えた場合、「課としての職員数が足りないのでは」と感じ、職員の健康管理も重要であるため「年内（12月議会定例会前頃まで）に業務の再検討を行うべきである」、課名の表示がないので「郡山支所内に課名を表示すべきである」、予算措置も明確になっていないため「課としての明確な予算措置もあってしかるべきである」との委員の一致した意見でありました。

以上、概要を申し述べ報告といたします。

平成25年9月

《産業厚生常任委員会》

委員長 谷津田光治 ・ 副委員長 高萩 文孝
委員 白岩 寿夫 ・ 岩本 久人



羽山 君子
議員

高齢者福祉の 対応

質 問

今や新聞、テレビ等で高齢化対策の記事やニュースを毎日のように耳にする。6月定例会でも質問したが、その後何か進展はあったか。

町長答弁

介護保険サービス施設のニーズについては、全国的に待機状態ということで大変利用者が高まっている現状でありまして、平成23年3月11日の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の

影響により、高齢者を取り巻く環境は、今も不安を抱えながらの避難生活という大変厳しい状況となっております。

双葉町における要支援・要介護の認定状況ですが、平成25年8月現在、要支援者118人、要介護者373人合わせて491人という現状でありまして、震災以前に比べ45パーセントの増加となっております。今も避難生活を強いられているという環境で、高齢者の福祉対策が喫緊の課題となっております。

町政を問う

でありますので、福島県避難先自治体との協議を進め、社会福祉法人の支援に努めている現状であります。しかしながら、原子力災害による町外避難という状況の中で、福祉施設の設置について、現行制度では市町村が別の自治体に設置するということが想定されておらず、町単独で取り組むには限界があるところであります。

このため、双葉郡内において福祉関係の共通課題をもつ浪江町、大熊町、富岡町、双葉町の4町で連携を図り、町外コミュニケーションで福祉サービスの提供について事務レベルの情報交換・打ち合わせ会を開催し、課題解決に取り組んでいるところであります。

と考えております。

双葉町避難所

質 問

旧騎西高校の避難所の経費について、平成24年4月より平成25年3月までの電気・ガス・上下水道・灯油代等で5千万円を超えている。国の支援はいつまで受けるのか。

町長答弁

双葉町役場として借用した部分を除き、避難所の経費は災害救助法の適用を受けて対応できることを改めて福島県に確認しており、避難所の閉鎖まで同様の対応がとられることとなります。

なお、当該避難所につきましては、平成23年3月30日に埼玉スーパリアリーナから避難後、2年半にわたり避難所を継続しておりますが、最大1、423名いた町民も、福祉的な対応が必要な方など、9月13日現在98名を残すのみとなっております。

町としては、今月10日に避難所住民に対する説明会を開催し、改めてここは学校施設であり長期間の避難生活に適した施設ではなく衛生面などで不安があること、この度、福島県からの要請を受け、埼玉県が災害救助法に基づく借上住宅の対応を特別に再開していただいたことなどを説明し、借上住宅等への申し込みと、新たな入居先が決まった方については入居可能後2週間以内の転居を行うよう求めたところであります。

最後の避難所の住民が退所するまでは避難所は閉鎖しない従来の方針に変わりはありませんが、埼玉支所を中心に避難所住民と話し合いを行い、埼玉県、加須市、福島県等の自治体や、埼玉県社会福祉士会などの関係機関と協議しながら、避難所住民が新たな居住先に早急に移動できるよう促して参る考えであります。

議会の定例会は、年4回(3月・6月・9月・12月)開催されます。

傍聴もできますので、お気軽にお越しください。

開会日が決まると、日程や開催の場所など、ホームページでお知らせしますが、問い合わせ等ございましたら、議会事務局(双葉町いわき事務所)までご連絡ください。

☎0246-84-5200(代表)

★町議会ホームページ <http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/gikai/>

町政を問う



菅野 博紀 議員

老人福祉

質問

現在どのような対応をしているのか。今後どのような対応を考えているのか。

町長答弁

現在、介護認定者は震災以前に比べ45パーセントの増加となっており、要介護度の比較的低い要支援1から要介護2の方が増加傾向にあります。町としては、早急に介護保険サービス施設の事業再開に取り組みたいと考えており、震災以前に

双葉町で運営されていた福祉施設を立ち上げるため、福島県、避難先自治体との協議、調整を図りながら社会福祉法人の支援に取り組んでいるところです。

しかしながら、原子力災害による町外避難という状況の中で、福祉施設の設定について、現行制度では市町村等が別の自治体に設置するということが想定されてなく、町単独で取り組むには限界があるため、双葉郡内において福祉関係の共通課題をもつ郡内4町で連携を図り、町外コミュニケーションレベルの情報交換・打

ち合わせ会を開催し、共通課題に取り組んでいるところです。

一方、現実に老人福祉対策が求められていることから、高齢者等のサポート拠点施設を中心に、訪問活動による特定高齢者の把握、生活相談支援、心身の健康支援、心のケアなどの介護予防事業の推進が重要となっておりますので、復興公営住宅の進捗状況を視野に入れながら高齢者のサポート拠点の充実に努めてまいります。さらに、郡内4町における共通課題について連携を図るとともに関係機関と十分調整を図りながら取り組んで参りたいと考えております。

双葉町民賠償

質問

町民が東京電力に対して出している賠償・補償に関して、東京電力が行政・議会に説明している補償・賠償内容とは違いがあると思うが、町長の考えは。

町長答弁

原発事故による避難生活に伴う精神的損害をはじめ、就労損害、営業損害、土地や建物、家財などの財物について、町民の皆さまが受けた損害は加害者である東京電力が誠意を持って賠償すべきであり、町民の皆さまが、自ら受けた損害を東京電力に請求することは当然の権利であると考えております。

一方で、東京電力が町民に対して行っている賠償が、東京電力が自ら公表し、町及び議会に説明している賠償基準等と齟齬があるとすれば、それは由々しき問題であると考えております。東京電力の賠償窓口、コールセンターの対応については、個別の事情に沿わない杓子定規な対応など、多くの苦情が町民からも寄せられており、東京電力に対しては、コールセンターの改善などを求めたところですが、今後とも、問題があるならば、東京電力に対して、社員指導の徹底を始め、被害者に寄り添った対応を図

るよう求めて参ります。

東京電力へは、自らが公表している「親身・親切な賠償のための5つの約束」に則り、誠意を持った賠償を行うよう引き続き要求していくとともに、国に対して、東京電力に対する指導の徹底を求めて参ります。

今後の避難生活

質問

福島県外に避難されている方々に対しての今後の対応をどのように考えているか。

町長答弁

避難先の県内外の別によって不公平が生じないように対応することが原則と考えております。具体的には、避難先において公営住宅を希望する町民に対して、町外コミュニティへの希望の有無や新たな復興公営住宅の整備の有無にかかわらず、希望する市町村において入居が可能となるような措置や、福島県内

外の借上住宅の住み替え制限の緩和、特に福島県外から県内に移る場合以外であっても、被害者それぞれが自己決定権に基づき生活の自由選択が保障されるべきであり、柔軟な対応を行うよう、町単独要望や、根本復興大臣来所の際に重点的に要望したところであります。

町としては県内外に避難されている町民の皆さんがコミュニティ構築のため自主的に設立された自治会を側面から支援することとしておりますが、埼玉県加須市、茨城県つくば市に続いて、新潟県柏崎市、宮城県仙台市でも自治会が設立されており、今後とも県外避難されている町民が自治会を立ち上げようとする動きがある場合は、積極的に支援して参る考えであります。



白岩 寿夫
議員

学校再開に向けた 取り組み

質問

子どもたちにとって一番思い出深い小中学校、生徒人数は少ないが、学校再開に向けた取り組みを伺う。

選定や保護者向けへの2回の意向調査等、積極的に取り組んできております。

候補地としては、現在いわき市南部を中心に選定中であります。校舎については、既存の施設あるいはプレハブ校舎両面で検討中であり、今後1月以内をめどに候補地の絞り込みを行いたいと考えております。

学校再開については、第一次双葉町復興まちづくり計画の中で早期再開を位置付けており、また町長の公約でもあり、重要な課題であると考えております。

意向調査については、該当児童、生徒602名を対象に実施しました。8月の第1回目の調査の結果、幼、小、中計12名の子ども達が入学したい旨の意向を示しております。また、調査と同時に

学校再開に向けての構想として、スクールバスの配置、学校給食、部活動や放課後の学習支援、心のケア、県外体験学習等の特色あるビジョンを提示しており、9月5日付けの第2回調査での、更なる上積みも期待しているところと見られます。保護者からのいわき市内の住宅の要望にも、可能な限り情報を提供したいと考えております。

町民の避難生活

質問

閉鎖の期限もきれずに残してあるただ一つの避難所と、仮設住宅、借り上げ住宅、新たな土地を求め、家をつくり自立し始めた町民との生活環境の違いをどのように感じているか。

町長答弁

町としては、それぞれの生活環境に応じた支援を行うことが必要と考えており、避難所の住民には新たな居住先への転居

を促す取り組みを、仮設住宅の町民には、物置の設置や駐車場の舗装など居住環境の改善を県に要望し対応いただいているところと見られます。

また、借り上げ住宅の町民に対しては、住み替え制限の緩和や契約期間の延長を、自ら住宅を再建する町民に対しては、二重ローン対策のほか、融資制度や税制優遇措置の拡充・継続を図るよう国・県に対して強く要望しているところと見られます。

現在の生活環境の違いにかかわらず、震災前における双葉町での生活水準と比べて現在の賠償が著しく低いことから、新たな場所での生活再建を果たすことが可能となる賠償を示すよう求めるなど、賠償の充実により一人一人の町民の生活再建が行われるよう、町として取り組んで参る考えであります。

まちづくり

質問

県内外に避難している町民が一つになるまちづくりについて聞きたい。

町長答弁

町民が一つになるまちづくりをするためには、まず、このバラバラになつてしまった町民のきずなを回復させることが必要です。

そのためには、町民の交流機会の確保や、町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築、広報誌や町ホームページの見直しなど町からの情報提供の円滑化・充実化、町の歴史・伝統・文化の記録と継承などの取り組みを進めていく必要があると考えております。こうした町民のきずなを維持・発展させていく取り組みを進めて、町民の方々が安心して生活できる環境づくりと、これからの双葉町の復興を担う人材の育成・確保を目指していくことが、長い時間

わたる双葉町の復興を進めていく上で必要と考えています。

町民のコミュニティーを維持していき上でも、各地に避難している町民が集まって居住できる環境を整備することで、町民が安心して生活を再建することができ、町民のコミュニティーを維持・発展させていく場として、復興公営住宅を中心とした「双葉町外拠点」の整備が急がれます。

帰還に向けた希望を持ち続け、ふるさと双葉町への思いをつないでいくことも、町民を一つにする上では重要と考えます。そのため、一時帰宅の改善や墓参への支援、さらぐ取り組みを進めて、ふるさとへの思いをつなぐ取り組みを進めて参ります。

こうした取り組みを通じて、町民が主体となつた復興を実現し、どこに住んでいようとも双葉町民が一つになるまちづくりを進めて参ります。

町政を問う

町政を問う



谷津田 光治 議員

町行政

質問

現在、町長にとつて最重要案件は何か。

町長答弁

町では、今後の復旧・復興を進める上での指針として、去る6月に決定した「復興まちづくり計画」に3つの復興の基本理念を定め、町民主体による復興をめざしており、「子どもたちの未来のために取り戻そう美しい双葉町」という理念の一つがあります。ふるさと双葉町を今後も消滅させる

ことなく、地方自治体として存続させていくことが全ての原点であると考えております。

しかしながら、国からは帰還の見通しが示されないまま、長期間が経過してきており、町民の皆さんのふるさとへの帰還の意思が時間の経過とともに薄らいでいくことが最も懸念されることであり、町民の皆さんのさまざまな、愛郷心、コミュニティの維持が極めて大きな課題であると考えております。

このためには、町としての長期的かつ安定的な財源の確保を基本として、環境面及び生活面全てに

において安心・安全な未来が示されなければなりません。従って、このことが実現できるよう、国は、責任を持って、総力を挙げた対応を行うよう強く働き掛けるとともに、町としての取り組みも強化して参ります。

原子力行政

質問

第一原発1〜4号機の現状について、町長の見解を伺う。

5、6号機について廃炉にすべきとの話も聞かれますが、町長の見解を伺う。

町長答弁

福島第一原発1〜4号機については、廃炉措置が進められているところですが、汚染水の処理問題や炉内の状況も把握されないままなど不安定な要素が数多く残っており、この事故が真に収束したと言えるかは、はなはだ疑問と言わざるを得ないと考えております。

5、6号機については、

冷温停止状態となっておりませんが、国及び東京電力は、5、6号機の廃炉を明言しておりません。8月29日開催の福島県原子力発電所所在町協議会臨時総会において、原発立地町として福島第一、第二原子力発電所の廃炉を前提とした考え方を共有していくことが確認されましたので、町は、議会の御判断もいただいた上で、5、6号機の廃炉について結論を得る必要があると考えております。

質問

第一原発の安全協定に基づいて合意、協定書を取り交わしたのは、町長就任後、何件あったか。

町長答弁

町長就任以降、取り交わした案件は特にありません。

現在の平時を前提とした安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなってきたと考えております。そのため、福島第一原子力発電所が平成24年11月7日に特定原子力施設に指定

され、原子力規制委員会 の監視下に置かれることになったことから、新たな枠組みに移行したことを踏まえて、平常運転時の運用を定めている現在の安全協定について、今後、現状に即したものと見直しが行われるよう福島県と連携して協定の見直しを求めて参ります。

質問

中間貯蔵施設の候補地の調査を承認するのか。

町長答弁

国の一方的な発表により中間貯蔵施設の調査候補地については、施設の具体的な姿を示すための現地調査が必要として、環境省はまず候補地周辺の新山・下条・郡山・細谷の4行政区の住民に対し説明会を行いました。

この中で、全町に対する説明会の開催要請が多かったことから、改めて全町民を対象とした説明会を開催し、数多くの意見や

要望が出されたところで、調査自体への反対意見もありましたが、中間貯蔵施設建設の是非や将来の補償についての質問や意見が多く、それに対して環境省は、まずは調査をさせていただき、その結果を見ないと具体的な案は提示できないという回答に終始したとの認識でおります。

このような状況から、中間貯蔵施設の候補地の調査について町としては、地権者の同意と周辺地域住民の理解を前提としたうえで、議会との協議を踏まえ判断したいと考えております。

仮に町が調査を認め、その結果が適地と判断された場合は、改めて全町民を対象とした説明会の開催と、国として責任を持った帰還目標や、中間貯蔵施設受け入れに伴う補償や生活再建支援策の提示を国に強く求めて参る考えであり、それがな いままでの中間貯蔵施設の議論の進展はあり得ないと思っております。



町民のきずな

質問

現在までの取り組みは、

町長答弁

仮設・借上住宅者の自治組織などの設立支援、イベント実施支援等による交流機会の創出、情報提供の円滑化・充実化のための広報誌・ホームページの見直し、イベントや社会教育学級の開催支援、高齢者等の相談支援事業、介護予防事業としての「にっこにサロン」の実施、今年度からは、保養施設等を利用し、心身の

質問

現状と課題をどのように捉えているのか。

町長答弁

町の復興を支えていくためには、町民の皆さんの強いきずなが何よりも重要であります。しかし、今後、帰還時期が見通せないままであれば、町民の皆さんが、帰還希望を持ち続けることができるのか懸念されるところです。復興公営住宅など町民

健康保持・増進、町民同士との交流を図る「リフレッシュふたば」事業等を実施してきております。

町政を問う

原子力損害賠償の町の対応

質問

原子力損害賠償未請求者は現在まで何名か。また、今後の対応は。

町長答弁

がまとまって住み、コミュニケーションを維持できる環境を如何にはやく作れるかが、重要な課題であると考えております。当面は、避難先の環境を整えてあげることが必要であり、これまでの事業の継続をはじめ、町民の皆さんが集まれる機会の拡充、生活の見守りや健康管理への支援を一層強めてまいりたいと考えております。

質問

電話帳、または連絡帳の作成の考えは。

町長答弁

町民電話帳等は、町の復興計画の中でも重要な課題として掲載させて頂いております。生活に密着した皆さんの携帯電話番号は個人情報として守るべき情報と認識しておりますが、今後、作成主体や支援事業者等だけでなく、避難の

質問

双葉町弁護士によるADR申し立ての現在までの進捗状況は。

町長答弁

弁護士依頼件数は、8月現在、延べ271世帯698人で、うち和伸介申立件数は、251世帯622人です。

質問

町として町民の代理人となり、町民の精神的慰謝料をADR申し立てする考えはあるのか。

町長答弁

町として町民の代理人となり、町民の精神的慰謝料をADR申し立てする考えはあるのか。

上で、町としても必要な対応と図って参ります。

別的事情に依りて、和解案を提示しているため、町が代理人となって申立てをする意義に乏しいものと考えております。

町としては、町民が個別の事情に応じた精神的損害を得ることを支援するため引き続き町弁護士を活用するとともに、町民全体が精神的損害の増額を得るため、国に対して、中間指針の見直しを求めていくことで、この問題に取り組んで参りたいと考えております。



議会のうごき

8月

- 9日 産業厚生常任委員会
- 19日 議会全員協議会
- 21日 東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会
- 役員会
- 26日 双葉地方水道企業団議会定例会
- 27日 産業厚生常任委員会
- 28日 東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会
- 要望活動
- 福島県町村議会議長・副議長・事務局長研修会
- 双葉地方議会議長・副議長・事務局長合同会議
- 29日 福島県原子力所在町協議会臨時総会
- 30日 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会

9月

- 3日 東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会
- 要望活動

10月

- 12日 議会運営委員会
- 議会全員協議会
- 18日～26日 第3回定例会
- 1日 双葉町埼玉支所開所式
- 11日 行方不明者特別捜索活動
- 17日 産業厚生常任委員会
- 22日 総務教育常任委員会
- 29日 福島県町村議会議員研修会



10月11日に実施された行方不明者特別捜索活動のようす

編集後記

高く澄み渡った秋の青空に紅葉も深まる中、皆様いかがお過ごしでしょうか。

大震災と原発事故から2年7カ月が過ぎ、今なお続く避難生活の中で不安や孤独を感じられることもあろうかと思いますが、議会も一丸となって着実に前進できるよう、頑張って参りたいと思います。

さて、今回の議会だよりは、決算の認定をはじめ、議員発議3件、常任委員会調査報告、5名の一般質問を中心にお届けさせていただきます。

今後ともご意見、ご要望等をお寄せいただくとともに、健康にはくれぐれもご留意されますよう、お祈り申し上げます。

(岩本)

【編集委員】

- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 高 萩 文 孝 |
| 副委員長 | 羽 山 君 子 |
| 委員 | 菅 野 博 紀 |
| 委員 | 岩 本 久 人 |

